

令和5年11月22日

小諸市長 小泉俊博 様

小諸市国民健康保険運営協議会
会長 小川省一

小諸市国民健康保険税率について（答申）

令和5年6月22日付5市第226号で諮問のありました小諸市国民健康保険税率について、当協議会で審議した結果、附帯意見を添え下記のとおり答申します。

記

1 答申

小諸市国民健康保険税率（以下「税率」という。）については、長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）を受け、県内の国民健康保険税率水準の統一に向けた改定が必要であり、令和6年度は、諮問のとおりとすることが適当と判断します。

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	6.0 %	18,800 円	20,800 円
後期高齢者支援金分	2.8 %	8,500 円	7,000 円
介護分	2.8 %	9,000 円	8,000 円

2 附帯意見

- (1) 長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針に照らし、県内の国民健康保険税率水準の統一に向けた検討を進めること。
- (2) 税率等の改定にあたっては、収入の少ない世帯の負担や経済情勢を考慮するとともに、急激な負担増とならないように、丁寧な説明に努めながら、段階的に進めること。
- (3) 県内市町村の動向をみながら適切に保健事業を行うこと。
- (4) 特定健康診査・特定保健指導を引き続き行い、早期発見、早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康維持を図ること。
- (5) 国民健康保険税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の向上に努めること。
- (6) 国保に関する法改正等があった場合は、速やかに適用すること。